



2024年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 桐 生 隆 司
(コード番号 9684 東証プライム)
問合せ先 グループ法務・知的財産部長 田 口 悦 宏
(TEL. 03-5292-8000)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 31,793株
(3) 処分価額及び処分価額の総額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み、又は財産の給付は要しないこととします。
(4) 処分予定先	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名 31,793株
(5) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2021年6月25日開催の第41回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること（年額4億円以内（うち社外取締役分は年額3,200万円以内）、交付される株式数は年90,000株以内（うち社外取締役分は年7,200株以内））につき、ご承認をいただいております。

また、2022年6月23日開催の第42回定時株主総会において、本制度に基づく報酬枠を変更することについても、ご承認をいただいております。当該変更後の報酬枠を踏まえた本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 180,000 株以内（うち社外取締役分は 14,400 株以内）とし、年額 8 億円以内（うち社外取締役分は年額 6,400 万円以内）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の割当日から当該対象取締役が当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の地位を喪失（喪失と同時にかかる地位に再任する場合を除きます。以下同じ。）する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該事由に応じて合理的に定める数の譲渡制限付株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役 7 名に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式 31,793 株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2024 年 7 月 18 日（割当日）から当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失する日（当該日より、本割当株式の割当日の属する事業年度経過後 3 月を超えた直後の時点（2025 年 7 月 1 日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、割当日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該地位を喪失した日において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該取締役の地位を喪失した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。また、対象取締役が、本役務提供期間後、本割当株式の割当日の属する事業年度経過後 3 月を超えた直後の時点までに、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合は、当該地位を喪失した日において、対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時（対象取締役が当社の取締役の地位を喪失した日が当該時点よりも早い場合は、当該地位を喪失した日）において譲渡制限が解除されていない本割当株式を、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以 上